

市川三郷町水質検査計画書 (上水道)

令和 7 年度

市川三郷町

水質検査の基本方針

水源の特徴および水質管理において留意すべき事項を踏まえ、水質検査計画を策定しました。

採水地点

水道水については、水質基準が適用される給水栓（蛇口）で検査します。また、原水については、浄水施設に至るまでの間の効果的な地点で検査を実施します。

検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。1日1回、色・濁り・消毒の残留効果の3項目の検査を行います。

検査頻度

過去3年間の検査結果や水源の状況などを考慮し、項目ごとに検査頻度を定めました。水源の水質を把握し適切に浄水処理を行うため、1年に1回原水の全項目検査を行います。

臨時の水質検査

水質異常が発生した時又はその恐れがある時直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

臨時の水質検査 検査項目

一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度及びその他水質基準項目のうち必要な項目を行います。

水質検査方法

高度な設備と検査技術が必要なため、水道法20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に委託して行います。なお、検査は国が定めた検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）にて行います。

委託検査機関

検査精度と信頼性を重視し、水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）の認定を受け、緊急時にも対応可能な、一般社団法人山梨県食品衛生協会（登録番号56）に委託します。

関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあった時は、国・県及び近隣水道事業体などの関係機関との情報連絡を取り、速やかな情報交換をするとともに、連携した迅速な対応を行います。